

12. 自動車安全特別会計

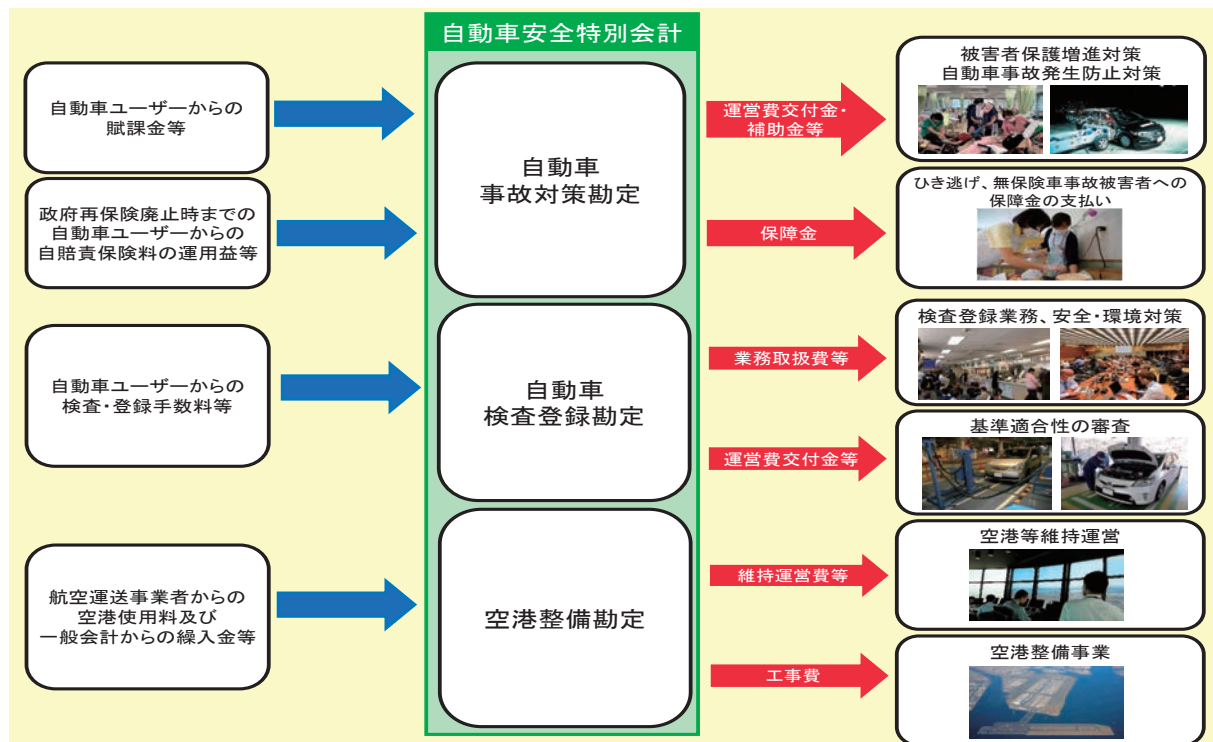
(1) 概要

自動車安全特別会計は、行政改革推進法の方針に従い、特別会計法に基づき、平成 20 年度に自動車検査登録特別会計（昭和 39 年設置）及び自動車損害賠償保障事業特別会計（昭和 30 年設置）の 2 特別会計を統合し、設置された特別会計です。また、社会資本整備事業特別会計の廃止に伴い、平成 26 年 4 月 1 日から借入金償還完了年度の末日までの間の経過措置として、空港整備事業等に関する経理を自動車安全特別会計において行うこととされました。さらに、令和 5 年 4 月 1 日に施行された「自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律」（令 4 法 65）により、令和 5 年度より自動車事故対策勘定と保障勘定は統合されました。

本特別会計は、自動車ユーザーからの賦課金、積立金として管理している自賠責保険の再保険契約に係る再保険料の運用益、自動車ユーザーからの検査・登録手数料等を財源として、自動車事故による重度後遺障害者等の被害者保護増進対策、自動車事故発生防止対策、ひき逃げ・無保険車事故の被害者救済対策、再保険金の支払い、自動車の検査・登録業務、基準適合性の審査等を実施しています。また、航空運送事業者等からの空港使用料収入や一般会計からの繰入金等を財源として、空港等の維持運営や空港整備事業等を実施しています。

自動車安全特別会計の仕組み

この特別会計は、自動車事故対策勘定、自動車検査登録勘定及び空港整備勘定の各勘定に区分され、それぞれ、自動車事故対策事業等、自動車検査登録業務及び空港整備事業等に係る歳入歳出を経理しています。



(2) 具体的な事業の内容

本特別会計は、3勘定に区分され、それぞれ以下の事業等に関する経理を行います。

① 自動車事故対策勘定

自動車事故対策事業等に係る歳入歳出を経理しています。

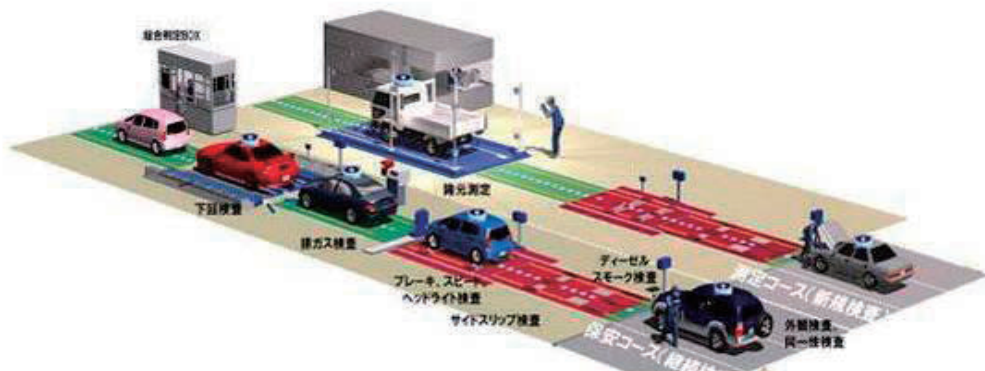
具体的には、自賠責保険料の一部に含まれる賦課金を財源として、ひき逃げ・無保険車事故の被害者への自賠責保険金に代わる保障金の支払い等に必要な経費の支出を実施しています。また、賦課金に加え、政府再保険制度時代に積み立てられた積立金の累積運用益等を財源として、「自動車損害賠償保障法」(昭30法97)に基づく被害者保護増進等計画に規定する自動車事故による重度後遺障害者等の被害者保護増進対策及び自動車事故発生防止対策を実施するために必要な経費の支出を実施しています。さらに、経過措置として、政府再保険制度時代に積み立てられた積立金等を財源として再保険金等の支払い等に必要な経費の支出を実施しています。



② 自動車検査登録勘定

自動車検査登録業務に係る歳入歳出を経理しています。

具体的には、自動車ユーザーからの検査・登録手数料等を財源として、自動車の安全確保・環境保全対策等に必要な経費の支出を実施しています。



③ 空港整備勘定

空港整備事業等に係る歳入歳出を経理しています。

具体的には、航空運送事業者等からの空港使用料収入や一般会計からの繰入金(航空機燃料税収入の空港整備事業に要する経費の財源相当額)等を財源として、空港整備事業、環境対策事業、航空路整備事業、空港等の維持運営等を実施しています。

令和6年度においては、首都圏空港の国際競争力強化のため、東京国際空港(羽田)の機能拡充に必要な事業等を重点的に実施するとともに、福岡空港においては、引き続き、滑走路増設事業を実施することとしています。また、空港における防災・減災、国土強靱化対策の推進等に必要な事業を計画的に実施することとしています。

＜東京国際空港（羽田）の機能拡充に必要な事業＞

- ・アクセス利便性向上のための京急空港線引上線の基盤施設整備及び JR 東日本羽田空港アクセス線の整備
- ・空港制限区域内における地上支援車両レベル4相当自動運転の実装のための整備 等



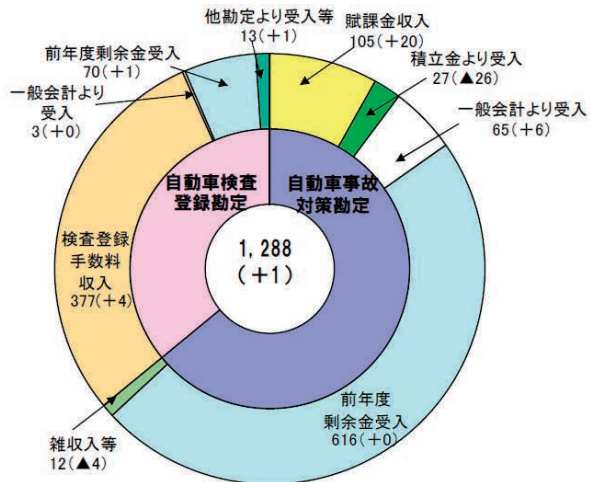
(3) 特別会計の現状

① 歳入歳出予算（令和6年度当初予算）

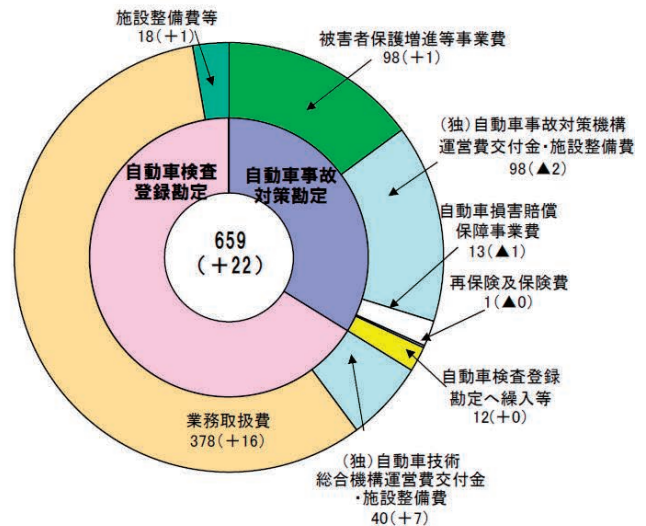
○自動車安全特別会計（空港整備勘定を除く）

（単位：億円）

【 歳入 】



【 歳出 】

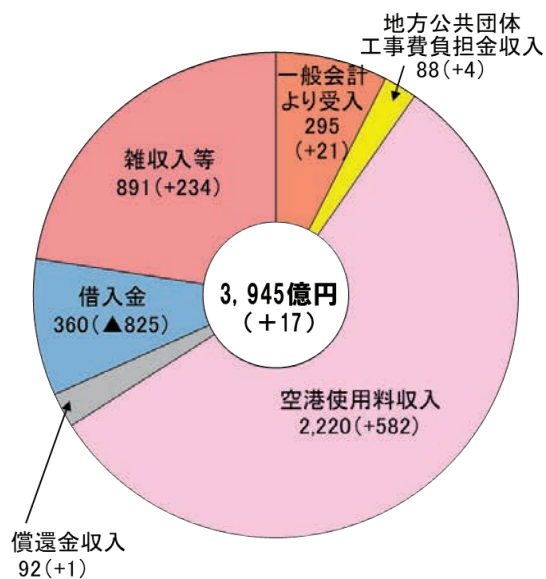


（注）歳入歳出差額が、630 億円あります。自動車事故対策勘定の歳入歳出差額 602 億円は、主に自動車ユーザーから徴収した賦課金の未支出分が累積計上されたものです。また、自動車検査登録勘定の歳入歳出差額 27 億円は、主に自動車ユーザーから徴収した検査登録手数料の未支出分等が累積計上されたものです。

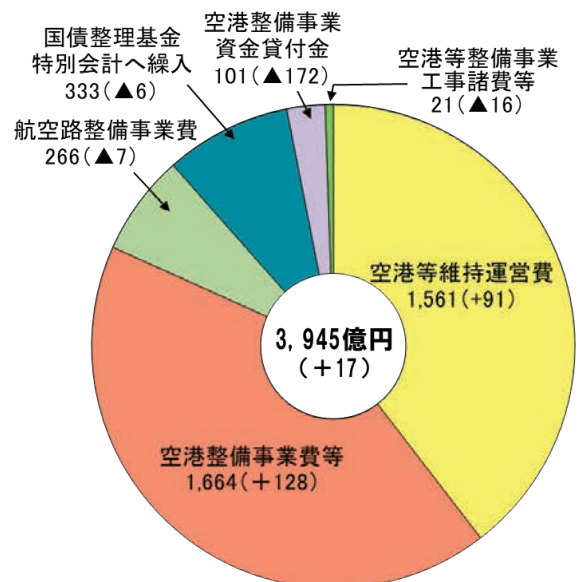
○自動車安全特別会計（空港整備勘定）

（単位：億円）

【 歳入 】



【 歳出 】



○歳入総額、歳出総額、（参考）歳出純計額

（単位：億円）

勘定	歳入総額	歳出総額	（参考）歳出純計額
自動車事故対策勘定	825（▲5）	223（▲1）	211（▲2）
自動車検査登録勘定	463（＋5）	436（＋23）	435（＋23）
空港整備勘定	3,945（＋17）	3,945（＋17）	3,612（＋23）
特別会計合計	5,233（＋18）	4,604（＋39）	4,257（＋45）

○自動車事故対策勘定の歳入・歳出の内容

（単位：億円）

（歳入）

内容	額	説明
賦課金収入	105（＋20）	自動車事故対策事業の財源として自動車ユーザーから徴収した賦課金の収入見込額
積立金より受入	27（▲26）	被害者保護増進等事業費及び再保険及保険費等の財源に充てるための積立金からの受入見込額
一般会計より受入	65（＋6）	「平成 6 年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律」第 7 条第 2 項及び「平成 7 年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律」第 10 条第 2 項の規定による一般会計からの受入見込額
償還金収入	5（＋1）	（独）自動車事故対策機構貸付金の償還見込額
雑収入	8（▲5）	財政融資資金への預託金の利子収入見込額等
前年度剰余金受入	616（＋0）	前年度の決算上の剰余金見込額
合計	825（▲5）	

（歳出）

内容	額	説明
被害者保護増進等事業費	98（＋1）	自動車事故による重度後遺症障害者等の被害者保護増進対策及び自動車事故発生防止対策の実施に要する経費の（独）自動車事故対策機構等に対する補助等
独立行政法人自動車事故対策機構運営費	97（＋3）	（独）自動車事故対策機構が行う業務の財源の一部に充てるための運営費交付金の交付
独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費	2（▲4）	（独）自動車事故対策機構が施行する療護施設の整備費の補助
自動車損害賠償保障事業費	13（▲1）	ひき逃げ・無保険車事故による被害者に対する自賠責保険金に代わる保障金の支払等
業務取扱費自動車検査登録勘定へ繰入	12（＋1）	自動車事故対策事業及び自動車損害賠償責任再保険事業等に係る業務取扱費の財源の自動車検査登録勘定への繰入れ
再保険及保険費	1（▲0）	保険事故の発生による再保険金の支払及び共済事故の発生による保険金の支払
予備費	1（▲0）	予見し難い予算の不足に充てるための予備費
合計	223（▲1）	

○自動車検査登録勘定の歳入・歳出の内容

(単位：億円)

(歳入)

内容	額	説明
検査登録印紙収入	225 (▲6)	自動車の検査・登録業務による手数料の印紙収入見込額
検査登録手数料収入	152 (+10)	自動車の検査・登録業務による手数料の現金収入見込額
一般会計より受入	3 (+0)	自動車重量税の納付の確認及び税額の認定に要する人件費及び事務費の財源に充てるための一般会計からの受入見込額
他勘定より受入	12 (+1)	業務取扱費の財源に充てるための自動車事故対策勘定からの受入見込額
雑収入	1 (+0)	用地貸付料、建物貸付料見込額等
前年度剰余金受入	70 (+1)	前年度の決算上の剰余金見込額
合計	463 (+5)	

(歳出)

内容	額	説明
独立行政法人自動車技術総合機構運営費	22 (+0)	(独)自動車技術総合機構が行う業務の財源の一部に充てるための運営費交付金の交付
独立行政法人自動車技術総合機構施設整備費	18 (+6)	(独)自動車技術総合機構が施行する自動車等審査施設の整備費の補助
業務取扱費	378 (+16)	自動車検査登録等事務、自動車損害賠償保障事業等に必要の人件費、事務費等並びに自動車の環境対策及び安全対策に必要な技術の評価手法及び基準策定のための調査等
施設整備費	17 (+1)	自動車検査登録事務所等の施設の整備
予備費	1 (▲1)	予見し難い予算の不足に充てるための予備費
合計	436 (+23)	

○空港整備勘定の歳入・歳出の内容

(単位：億円)

(歳入)

内容	額	説明
空港使用料収入	2,220 (+582)	着陸料、航行援助施設利用料等の収入見込額
一般会計より受入	295 (+21)	空港整備事業に要する費用の財源に充てるための一般会計からの受入見込額
地方公共団体工事費負担金収入	88 (+4)	国管理空港等の空港整備に必要な経費のうち、地方公共団体が負担する負担金の受入見込額
借入金	360 (▲825)	特別会計法の規定による空港整備事業に係る施設の整備の財源に充てるための財政融資資金からの借入見込額
償還金収入	92 (+1)	関西国際空港整備事業資金貸付金等の償還見込額
受託工事納付金収入	1 (▲1)	空港関係受託工事に係る納付金の受入見込額
空港等財産処分収入	2 (+1)	土地等の売却による収入見込額
雑収入	556 (+24)	公共施設等運営権対価、用地等の貸付料収入見込額等
前年度剰余金受入	333 (+210)	前年度の決算上の剰余金見込額
合計	3,945 (+17)	

(歳出)

内容	額	説明
空港等維持運営費	1,561 (+91)	国管理空港等における滑走路・誘導路・エプロン等の空港関係施設の維持運営、地方管理空港も含めた空港・航空路に係る航空管制の維持運営、ハイジャック・テロ対策等に係る人件費・事務費等
空港整備事業費	1,661 (+128)	・羽田空港整備 ・一般空港整備 ・空港周辺環境対策（住宅防音工事、移転補償等）等
航空路整備事業費	266 (▲7)	レーダー・通信施設等の整備等
空港整備事業資金貸付金	101 (▲172)	空港整備事業に要する資金の貸付け
空港等整備事業工事諸費	17 (+0)	空港等整備事業に必要な現場事務所等の人件費及び事務費
受託工事費	1 (▲1)	地方公共団体からの委託により施行する空港関係受託工事
空港等災害復旧事業費	3 (－)	国が施行する空港等災害復旧事業及び地方公共団体が施行する空港災害復旧事業に必要な事業費の補助
国債整理基金特別会計へ繰入	333 (▲6)	羽田空港整備に係る借入金の元利償還等の支払財源に充てるための繰入れ
地域公共交通維持・活性化推進費	－ (▲15)	離島航空路線の運航を確保するため使用する航空機等の購入に必要な費用の補助
予備費	3 (▲0)	予見し難い予算の不足に充てるための予備費
合計	3,945 (+17)	

② 剰余金

令和5年度決算

(単位：億円、単位未満切捨)

勘定	収納済 歳入額	支出済 歳出額	剰余金	翌年度 歳入繰入	積立金積立 資金組入	一般会計へ 繰入
自動車事故対策勘定	863	200	662	628	34	—
自動車検査登録勘定	484	391	93	93	—	—
空港整備勘定	4,601	3,761	840	840	—	—
特別会計合計	5,950	4,353	1,596	1,562	34	—

令和5年度決算における剰余金は、自動車安全特別会計全体で1,596億円です。

<自動車事故対策勘定>

自動車事故対策勘定における剰余金は、662億円です。

(剰余金が生じた理由)

自動車ユーザーから徴収した自動車事故対策事業賦課金収入の未支出分等が628億円累積計上されているためです。

なお、不用額が34億円生じていますが、これは被害者保護増進等事業費補助金を要することが少なかったこと等のためです。

(剰余金の処理の方法)

特別会計法附則第56条の規定により読み替えて適用する同法第218条の2第1項の規定により、被害者保護増進等計画を安定的に実施するために必要な金額及び再保険金等の支払い等に必要な金額については積立金に積み立て、残額については同法第8条第1項の規定により同勘定の翌年度の歳入に繰り入れ、今後の自動車損害賠償保障事業等の原資として活用することとしています。

<自動車検査登録勘定>

自動車検査登録勘定における剰余金は、93億円です。

(剰余金が生じた理由)

自動車ユーザーから徴収した検査登録印紙収入等に対する未支出分等が93億円累積計上されているためです。

なお、不用額が21億円生じていますが、これは退職者数が予定を下回ったこと等により、退職手当を要することが少なかったこと等のためです。

(剰余金の処理の方法)

特別会計法第8条第1項の規定により翌年度の歳入に繰り入れ、自動車検査登録関係業務に活用することとしています。

<空港整備勘定>

空港整備勘定における剰余金は、840 億円です。

(剰余金が生じた理由)

前年度の雑収入が予定より多かったこと等により、前年度剰余金受入が予算額を上回ったこと等のためです。

なお、不用額が 189 億円生じていますが、このうち空港整備事業費が予定より少なかったこと等によるものについては、その財源となる借入金等も減少することから、剰余金の発生にはつながりません。

(剰余金の処理の方法)

特別会計法第 8 条第 1 項の規定により翌年度の歳入に繰り入れ、繰越工事の財源等に充てることとしています。

③ 積立金等

積立金（自動車事故対策勘定）

① 積立金の残高

（単位：億円）

令和6年度末（予定） （令和6年度当初予算）	令和5年度末 （令和5年度決算処理後）	令和4年度末 （令和4年度決算処理後）
1,524	1,585	1,603

（注）令和4年度末の積立金の残高は、「自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律」（令4法65）による改正前の保障勘定及び自動車事故対策勘定の積立金の合計額です。

② 積立金の目的

自動車事故の被害者保護増進等を図るため、政府再保険制度廃止以前に締結された再保険契約に係る再保険料の運用益を財源として、自動車事故による重度後遺障害者等の被害者保護増進対策及び自動車事故発生防止対策を安定的に実施するための積立金並びに政府再保険制度を廃止した平成13年度以前に締結された再保険契約に基づく再保険金の支払い等を行うために、政府再保険制度廃止以前に締結された再保険契約に係る再保険料等を積み立てた積立金です。

③ 積立金の水準

本勘定の積立金は、「自動車損害賠償保障法」（昭30法97）に規定する被害者保護増進等計画を安定的に実施するために必要となる金額及び政府再保険制度廃止以前に締結された再保険契約に係る今後の再保険金の支払い等を勘案し、将来において必要となる金額を積み立てています。

なお、本勘定から一般会計へ繰り入れており、令和5年度末時点で、5,867億円（利子相当額を含む）が一般会計から同勘定に繰り戻されていませんが、後日、繰り戻されることが法律に定められているところです。

④ 資産及び負債（令和４年度特別会計財務書類）

自動車安全特別会計貸借対照表

（単位：億円、単位未満切捨）

《3年度》	《4年度》	＜ 資 産 の 部 ＞	＜ 負 債 の 部 ＞	《4年度》	《3年度》
3,320	3,050	現金・預金	未払金	200	256
1,114	902	うち政府預金	支払備金	5	8
2,206	2,148	うち財投預託金	未払費用	0	0
525	523	たな卸資産	保管金等	34	34
4,785	4,677	未収金	前受金	23	18
171	64	未収収益	未経過賦課金	10	10
0	0	前払費用	前受収益	6,336	6,573
			賞与引当金	44	42
1,884	2,060	貸付金	借入金	6,705	5,549
			退職給付引当金	727	716
4,847	4,847	他会計繰戻未収金	その他の債務	27	31
			負債の部合計	14,116	13,241
▲ 383	▲ 383	貸倒引当金	資産・負債差額	29,552	30,806
20,146	20,484	有形固定資産			
19,197	19,531	国有財産（公共 用財産を除く）			
10,745	11,110	土地			
27	32	立木竹			
765	766	建物			
6,807	6,762	工作物			
20	54	航空機			
831	803	建設仮勘定			
948	953	物品			
354	429	無形固定資産	負債及び資産・負債差額の部合計	43,669	44,048
8,395	7,914	出資金			
44,048	43,669	資産の部合計			

主な資産は、空港に係る用地・工作物等を計上している「有形固定資産」、政策目的による特殊会社等に対する「出資金」などがあります。

主な負債は、財政融資資金及び地方公共団体からの借入金を計上している「借入金」、国管理空港特定運営事業に係る前受公共施設等運営権対価収入を計上している「前受収益」などがあります。

資産・負債差額は、空港に係る用地・工作物等の有形固定資産や、政策目的による特殊会社等に対する出資金等が含まれています。

（４）事務及び事業の効率化・財務に関する情報の透明化の取組み等

自動車安全特別会計の自動車検査登録勘定の改革については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）において、自動車検査登録業務のうち、登録基準の適合性審査に係る調査・確認事務を自動車検査独立行政法人に移管し、これに伴い所要の人員を同法人に移管し、事務及び人員の移管は、平成 28 年度から順次速やかに実施し、平成 30 年度開始までに完了するものとするとして、平成 27 年 6 月には、「道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律」（平 27 法 44）が公布され、次の項目等が盛り込まれました。

- ① 自動車検査独立行政法人及び独立行政法人交通安全環境研究所を統合し、新たに独立行政法人自動車技術総合機構を設立
- ② 国の自動車登録業務のうち、登録のために必要な確認調査に関する事務及び人員を独立行政法人自動車技術総合機構に移管

また、旧社会資本整備事業特別会計におかれていた空港整備勘定については、特会改革法により、同特会廃止後、借入金償還完了年度の末日までの間、自動車安全特別会計におくこととされています。

さらに、自動車事故の被害者保護増進対策及び自動車事故発生防止対策に係る事業については、令和 5 年 4 月 1 日に施行された「自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律」（令 4 法 65）により、被害者保護増進等事業として安定的に実施していくこととされました。

自動車安全特別会計についての問い合わせ先

（自動車事故対策勘定・自動車検査登録勘定）

国土交通省物流・自動車局総務課 電話番号 03-5253-8111（内線 41137、41133）

（空港整備勘定）

国土交通省航空局予算・管財室 電話番号 03-5253-8111（内線 48616）